

(広報資料)



入居に際して
保証人が不要
となりました。

令和2年3月13日
京都市都市計画局
担当 住宅室住宅管理課
TEL 2 2 2 - 3 6 3 1

令和2年4月市営住宅入居者の募集について

京都市では、令和2年4月市営住宅入居者の募集について、一般選考（一般住宅、親子ペア住宅、大家族向け住宅、少家族向けシルバーハウジング、特別空き家住宅）、多回数落選者優先選考（一般住宅）及び「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考を行います。

なお、一般選考の親子ペア住宅、大家族向け住宅、少家族向けシルバーハウジング、特別空き家住宅、多回数落選者優先選考及び「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考に申し込まれる方（単身者を除く。）は、一般選考の一般住宅にも申し込むことができます。

(参考)

今回の募集は、別表1のとおり一般住宅94戸、親子ペア住宅2ペア、大家族向け住宅2戸、少家族向けシルバーハウジング2戸、特別空き家住宅5戸であり、多回数落選者優先選考及び「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考は、別表2及び3のとおり若干数の募集とします。

市営住宅の入居に際して、保証人が不要になりました。代わりに、火災や漏水事故、安否確認等の緊急の連絡を要する時に、入居者と連絡がつかない場合、連絡先となっていた方（緊急連絡先）を選び、「緊急連絡先届出書」を提出してください。

※ できる限り、京都府内に住所を有する3親等内の親族1名を選定してください。ただし、それが難しい場合は、他府県内に住所を有する親族や近隣の知人、関わりのある福祉施設等の団体であっても登録できます。

1 一般選考及び多回数落選者優先選考

(1) 募集する市営住宅

今回募集する市営住宅の名称、募集戸数、家賃の額、所在地等は、別表1（一般選考）及び別表2（多回数落選者優先選考）のとおりです。

なお、入居時期は、令和2年6月下旬～7月上旬の予定です。

(2) 申込方法及び期間

ア 申込用紙、公募案内の配布日時及び場所

- (ア) 日時 令和2年4月1日(水)～4月9日(木)
(土、日曜日を除く。)午前9時～午後5時
- (イ) 場所 ・京都市住宅供給公社 本社1階 業務課(※1)
(上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10)
・市役所の庁舎案内所
・区役所、支所の地域力推進室まちづくり推進担当
・京(みやこ)安心すまいセンター(※2)
(中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階)
・京都府建設交通部住宅課
(上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館5階)
・京都府住宅供給公社
(上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地2
京都府庁西別館2階)

(※1) 京都市住宅供給公社本社では、午後5時以降と、土、日曜日は、
屋外掲示板下の配架箱での配布となります。

(※2) 京(みやこ)安心すまいセンターでは、水曜日を除く午前10時
～午後5時の配布となります。

イ 受付期間及び申込方法

- (ア) 受付期間 令和2年4月1日(水)～4月10日(金) 必着
- (イ) 申込方法 郵送

申込書に必要事項を記載し、所定の封筒で中京郵便局(留置)
へ郵送してください。受付期間外の到着は、理由のいかんにか
かわらず無効です。

(3) 公開抽選会(一般選考、多回数落選者優先選考)

- ア 日時 令和2年5月21日(木) 午後1時30分から
- イ 場所 京都市国際交流会館 イベントホール
(左京区栗田口鳥居町2番地1)

(4) 申込資格

ア 一般選考

- (ア) 一般住宅

一般住宅に申し込むには、次の①～⑦のすべてに当てはまることが必
要です。入居までにこれらが1つでも欠けたときは、入居できません。

- ① 京都市内に居住しているか又は勤務先があること（居住地は、住民票で確認できること。）。
- ② 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者を含みます。以下「同居親族」といいます。）があり、同時に入居できること。
- ③ 申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④ 過去に市営住宅を不正に使用したこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた者などを含みます。）がないこと。
- ⑤ 現に住宅に困窮していること。
- ⑥ 年間の収入が定められた基準の範囲内であること。
注1：「収入」とは、入居者及び同居者における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から、公営住宅法上の扶養親族控除などの控除額を差し引いた額です。
注2：収入の基準は、収入の種類や同居親族、扶養親族及び特別控除対象者の人数などによって異なりますので、詳しくは、公募案内を御覧ください。
- ⑦ 申込者又は同居しようとする親族に施設等に入所中又は入院中の方がおられる場合、退所・退院して同時に入居できること。

(イ) 親子ペア住宅

親子ペア住宅に申し込むには、子世帯とその親世帯又は孫世帯とその祖父母世帯の2世帯で構成されており、それぞれが一般住宅の申込資格（単身世帯の場合は、単身者向け住宅の申込資格）を備え、かつ、2世帯がそろって入居できることが必要です。

(ウ) 大家族向け住宅

大家族向け住宅に申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、尊属2親等内の60歳以上の高齢者を含む5人以上の世帯又は高齢者を含まない6人以上の世帯であることが必要です。

(エ) 少家族向けシルバーハウジング[高齢者世話付住宅]

少家族向けシルバーハウジングに申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、次の①及び②のいずれにも該当することが必要です。

- ① 60歳以上のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれかが60歳以上）であること。
- ② 独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な健康状態であり、日常生活上自立していること。

(オ) 特別空き家住宅

今回募集する特別空き家住宅は、前入居者の方が部屋で亡くなられているものの、部屋自体には重大な損傷もなく、所定の整備後は何らそんな色なく使用することが可能な住宅です。

特別空き家住宅に申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、上記の特別空き家となった理由を十分御理解いただける方に限ります。入居時には、特別空き家になった理由に起因する一切の異議を申し立てない旨の誓約書を提出していただきます。

イ 多回数落選者優先選考

多回数落選者優先選考に申し込むには、一般住宅の申込資格を備え、かつ、前回の公募までに11回以上落選されていることが必要です。

(5) 選考方法

ア 第1次審査

申込書に記載された内容によって審査します。収入が基準を超えているなどの理由で申込資格のない方は、無資格となります。

なお、無資格となった方には、異議申立ての機会があります。

イ 公開抽選

第1次審査合格者について、公開抽選を行い、登録する順位を決定します。(3)を参照。

ウ 第2次審査

申込区分ごとに登録順位第1位の方から順次第2次審査を行います。

なお、第1次審査に合格されても必要な書類を提出されないとき又は申込書の記載内容が証明できないときや虚偽であることが判明したときは、失格となります。

2 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考

福島県で被災された方を対象に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（「子ども・被災者支援法」）に基づく募集です。

今回募集する市営住宅の名称、募集戸数、家賃の額、所在地等は、別表3のとおりです。申込方法及び期間、公開抽選会、選考方法は、1の一般選考及び多回数落選者優先選考と同じです。

なお、入居時期は令和2年6月下旬から7月上旬の予定です。

(1) 対象世帯

平成23年3月11日時点で、子ども・被災者支援法第8条に規定する支援対象地域（福島県中通り及び浜通りのうち、避難指示区域を除いた地域）に居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯

[支援対象地域]

福島県 中通り	福島市，郡山市，白河市，須賀川市，二本松市，田村市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，川俣町，大玉村，鏡石町，天栄村，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町
福島県 浜通り	いわき市，相馬市，南相馬市の一部，広野町，檜葉町，富岡町の一部，川内村，浪江町の一部，葛尾村の一部，新地町，飯舘村の一部

※ 避難指示区域を除きます。

※ 支援対象地域は、今後、変更となる可能性があります。

(2) 申込資格

ア 一般住宅

京都市内に居住し、1(4)ア(ア)の一般住宅の申込資格（①を除く。）を備え、かつ、平成23年3月11日時点で、支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯であること。

イ 単身者向け住宅

京都市内に居住し、1(4)ア(ア)の一般住宅の申込資格（①，②を除く。）を備え、かつ、平成23年3月11日時点で、支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）を含む世帯であること。

(3) 入居資格の緩和

支援対象避難者は、市営住宅における入居資格の一部が次のとおり緩和されます。

ア 独立生計要件

母子のみや父子のみでの避難等、世帯を分離して避難している世帯（分離世帯）であっても、独立生計要件を満たすものとして取り扱います。この場合、収入認定の特例により、同居しない者も含めた世帯全員（税法上の扶養関係を基に認定）の所得の合計の2分の1を支援対象避難者の世帯の所得金額とみなして取り扱います。

イ 住宅困窮要件

支援対象避難者が支援対象地域内に住宅を所有していても、その住宅を所有していないものとみなして取り扱います。

ウ 同居親族要件

支援対象避難者は、60歳未満の単身世帯であっても入居資格を満たすものとして、取り扱います（通常、60歳以上の方や障害者等を除き、単身世帯は要件を満たしません）。ただし、単身世帯は、一般住宅2K・2DKタイプのみ応募いただけます。

詳しくは、以下の問合せ先まで御連絡ください。

京都市住宅供給公社（京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10）

○一般選考及び多回数落選者優先選考

京都市住宅供給公社 業務課 公募担当（電話 223-2142）

○「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者優先選考

京都市被災者向け住宅情報センター（京都市住宅供給公社内）（電話 223-0750）